

# 鳥取県公報

昭和二十七年四月十二日  
外 土曜日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

目次  
◇選挙管理委員会告示 米子市の開票区の区域変更

## 選挙管理委員会告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法第十八條第二項の規定により、昭和二十五年十月十一日鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号中米子市の開票区の区域を次の通り変更する。

昭和二十七年四月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

米子	市名開票区数	開票区名	区域
四	第一開票区	第一、第二、第三各投票区	
第二同	第四、第五、第十二、第十三、第十四各投票区		

市	第三同	第六、第七、第八、第十五、第十六、第十九、第二十各投票区
	第四同	第九、第十、第十一、第十七、第十八各投票区